

## フーヴァー大統領の不況対策（十二）

尾 上 一 雄

前々号（第四十九号）には視力の障害のため、前号（第五十号）には視力が回復しないうちに遭った交通事故のため休載をやむなくされたので、本稿は昨年十月に発行された第四十七・四十八合併号に掲載された本題（十一）に続くものである。

即ち、フーヴァー大統領が金融緩和政策によって景気の回復を図ることを考えていたが、それには連邦準備銀行で割引かれる適格手形の範囲の拡張と連邦準備銀行の再割引率の引下げばかりでなく連邦準備券の増発のために金準備の増加が必要であったのに、一九三二年一月から通貨の退蔵が増加したばかりでなく金の海外流出が再び増加して来ており連邦準備銀行の（外国からの支払い要求に応じるために利用できる）いわゆる「自由金」<sup>フリーゴールド</sup>が急激に減少しつつあり、二月初めには合衆国の金本位制は二月中に確実に崩壊するだろうということを意味する覚え書<sup>メモランダム</sup>が連邦準備局からフーヴァーに提出され、金本位制をアメリカの経済のみならずアメリカの道徳の根底をなすものとして護持しようとしていたフーヴァーが、景気回復のために必要な金融緩和政策を断念して金本位制を防衛すべきか、金本位制を犠牲にして金融緩和政策を行うべきかの選択を迫られたと思われた時、彼は連邦準備法を

フーヴァー大統領の不況対策（十二）

修正し、政府証券を連邦準備券の発行準備に加えさせることによって金準備を連邦準備法が要求していた最低限度であった四〇％にまで減らし、「自由金」を増加させ、金の海外流出の増加によって危くされつつあると思われた金本位制を防衛するとともに、金の海外流出をさして顧慮することなく、即ち金本位制の崩壊を案じることなしに、連邦準備銀行に大規模な買いオペレーションを行わせて不況の進展の防止と景気の回復を図るための金融緩和政策を実施させることを決意するにいたったことまで述べた第四十七・四十八合併号に続き、そのような措置を講じることができるよう連邦準備法を修正する「一九三二年のグラスースティール法」(The Glass-Steagall Act of 1932) の制定過程と効果を中心に見ながらフーヴァーの不況対策を述べたい。

なお、より根本的に銀行制度を改革し、一九二九年秋に起こったような金融恐慌とそれに続く不況の再発を防止するための法律を求めたフーヴァーと、彼と政治的に対立し、かつ銀行制度の改革に就いても意見を異にしたカーター・グラス上院議員(ヴァージニア州選出、民主党員。一九一三年には下院議員としてウィルソン大統領の要請に応じてグラスースティール法すなわち連邦準備法の制定に貢献し、ウィルソンの執政期の最後の一年一カ月半ほど財務長官を勤め、一九二〇年二月以降一九四六年五月に死去するまで上院議員)の銀行業改革立法のための努力と効果に就いては、次号で取上げる予定である。

本題(一)——(十一)において既に注に掲げたことがある参考文献を更に本号で掲げる場合、最初に掲げる時には著者名あるいは編者名のほか書名を明記したが、出版社名、発行年等は省略した。

フーヴァー大統領が政府証券を連邦準備券の発行準備に加えることによって金準備率を連邦準備法がその最低限度と規定していた四〇％にまで減らし、「自由金」<sup>フリーゴールド</sup>を増加させて金本位制の崩壊を防ぐと同時に、景気回復に必要な金融緩和と政策を実施させる決意を行ったのは、一九三二年二月九日にマイア（連邦準備局総裁兼復興金融公社取締役会々長）、ハリスン（ニューヨーク連邦準備銀行総裁）およびドーズ（復興金融公社総裁）がミルズ財務長官とともに彼をホワイト・ハウスに訪ねて開かれた会議においてであったということは、彼がミルズ財務長官の提案に応じて段取りをつけたその会議でどのようなことを聞かされ、どのような連邦準備局の覚え書が提出されたかということとともに既に述べたが、その会議における決定事項とフーヴァーの見解に就いて補足しておかなければならないことがある。

その会議の結果、事態を緩和するためには、割引してよいと認定される適格の商業手形の範囲を暫定的に拡大すること、および四〇％の金準備を超える通貨（連邦準備券）の準備として、連邦準備銀行によって保有される政府証券を暫定的に適法なものとするために努力が行われなければならないということが決定されたのである。<sup>(1)</sup>このような措置は金融緩和をもたらしと同時に、十億ドル以上の金を自由にさせ（即ち、いわゆる「自由金」<sup>(2)</sup>たるしめ）、金本位制を危くすることなしに外国の支払い要求に充分に応じることができるようになるものであった。連邦準備銀行の割引適格手形の範囲の拡張に就いては、フーヴァーは前年十二月八日に議会に提出した年次教書の中でそのための立法措置を要請し、十二月十一日に新聞を通じて国民の協力を訴えた復興のための「超党

フーヴァー大統領の不況対策（十二）

派計画」と称したもので、述べて、一月四日に議会で提出した「景気回復のための提案に対する迅速な積極的な措置を促す」特別教書の中でも「即刻の措置を要求」していたことであるが、<sup>(2)</sup>政府証券をそのように連邦準備券の発行準備に加えさせる決意を彼が行ったのはその二月九日の会議においてであった。<sup>(3)</sup>そして、彼はそれらの両方の措置とも暫定的なものであり、「非常事態だけのためのもの」でなければならぬと主張していることに注意する必要があるだろう。いずれにせよ、彼は直ちに、ミルズ、ドーズ、マイアのほか、銀行業および通貨委員会の有力メンバー、グラス上院議員（民主党）、バルクリ上院議員（民主党）、ウォルコット上院議員（共和党）およびタウンゼンド上院議員（共和党）および共和党と民主党の院内総務、ウォトソン上院議員とロビンソン上院議員に、翌日の彼の朝食会に出席することを求め、こうして一九三二年二月十日にそれらの人たちの出席を得て開かれた朝食会で彼は金本位制の崩壊の危険を述べ、数字を示し、即刻の措置を要求した。<sup>(5)</sup>

「連邦準備制度に、小さなビジネスへの信用供与の拡張を促進し、そして公開市場操作によって、金および外国為替の（外国からの）回収によって生じる信用の空白を埋めることを可能にさせるよう、その活動をもっと自由にさせること」も、適格手形の範囲を拡張することとともに、重ねて強く要求した、と彼は回顧録の中で述べている。<sup>(6)</sup>

彼は、この機会に、更に、閉鎖された銀行が預金者に早く預金の払戻しを行えるように、閉鎖された銀行にその資産を担保にして復興金融公社あるいは連邦準備銀行から貸出しを行う権限を与える彼が前年から要求していた立法を即刻行うよう要求した。また、ドーズは、連邦準備銀行から貸出しを受ける資格のある銀行による連帯保証制の設定も要求した。三時間以上にわたる論議の後、連邦準備銀行で割引かれる適格手形の範囲を拡大する

ことと政府証券を通貨(連邦準備券)発行準備に加えることのほか、五行以上の銀行を単位として共同勘定貸付けが行われることを認める規定も加えることが決定した。そしてそのような緊急処置のための暫定的な特別の法案即ちグラスルオーウェン法(連邦準備法)を修正する法案を議会に提出することを、フーヴァーは、自分の名を冠したその法律の欠陥を悟って後に述べるように銀行制度の全般的改革を立案していたグラスル上院議員に要求したのである。上院の銀行業および通貨委員会の委員長ピーター・ノーベック(共和党、サウス・ダコタ州選出)が銀行業の問題に関する専門的知識を殆ど持っていなかったのに対して、グラスが銀行論の大家、コロンビア大学のH・パーカー・ウィリス教授の助言を得て他のいかなる政治家よりも複雑な銀行問題に多くの知識を持っているという評判を得ており、彼が銀行問題に就いて指導力を行使することに異論を唱えるものは殆どいなかったし、彼がジョーダン・A・シュウォーツ教授が評したほどの「臆面なき十九世紀的保守主義者」であったとは信じ難いが、超党派的に保守的な議員の信頼を受けていたため、フーヴァーは彼にその法案の提出者になることを懇請したと考えていいだろう。

グラスは、閉鎖された銀行に対する貸出しに関する規定が削除されるならという条件で、そのような法案の提出者になることに同意した。彼は、フーヴァーもそうであったように、後に述べるように、銀行業全般にわたる改革を考えており、彼は彼自身の銀行業改革法案に多くの支持者を獲得するのに役立てるため、そのような「魅力的な」規定をそれに加えるべく残しておきたかったのである。フーヴァーは、もし彼も提案していたような立派な銀行業改革法案がそうすることによって速かに議會を通過させられるのなら差し当たりこの点は譲歩の価値があると認めた。<sup>(7)</sup>フーヴァーが望んでやまなかつた閉鎖された銀行の預金者を保護するためのそのような措置は

フーヴァー大統領の不況対策(十二)

「一般的な」銀行業改革法が彼の政権下においては、後に述べるような議会の反対で制定され得なかった。こうして、特に弱小の閉鎖された銀行の小さな預金者が見殺しにされ、それが他の多くの銀行の預金者に自分たちの預金の安全性にいよいよ不安をいだかせることになったが、それもフーヴァーの無為無策のため或いは彼の無能の故と言えるだろうか。<sup>8)</sup>

ともかく、フーヴァーは、前記のような合意が得られると直ちに、ガーナー下院議長(民主党)、レイニ下院内総務(民主党)、下院の少教党(共和党)の指導者スネル、下院の銀行業および通貨委員会のステイヤー(民主党)、リユース(共和党)、ストロング(共和党)、およびビーディ(共和党)議員をホワイト・ハウスに呼び、午前中における同じような会議を行い、彼等の承認を得た。特にグラス上院議員による承認が民主党議員たちの同意を得るのに大いに役立ち、彼等は率直にそう言ったとウィリアム・スター・マイアズとウォルター・H・ニュートンは彼等の共著 *The Hoover Administration* の中で述べているが、フーヴァーの秘書シオドーア・G・ジョスリンは *Hoover Off the Record* の中で民主党の上院議員たちばかりでなく下院議員たちが同意したのは何よりドーズが行った警告と態度のためと述べている。彼によれば、フーヴァーが新しい事実を明らかにして協力を求めたのに対して、ドーズは警告の言葉を叫び、机をたたいて一つ一つの問題を強調し、マホガニーの机にこぶしをたたきつける音が部屋中に響き、上院議員たちと下院議員たちは縮みあがった。彼等は自分たちの選挙区や州の銀行の砲撃を受けていたが、ドーズが彼等に向けて行った口頭の連発射撃は、それらの銀行が行っていた恐るべき予言を確認するものであった。彼等は、その法案は議会を通過させなければならぬと思いつながらホワイト・ハウスから帰って行った、とジョスリンは書いている。マイアズとニュートンが述べている方が正鵠を

射ているか、ジョスリンの方が事実をよく伝えていくかということには問う必要はあるまい。両者はそれぞれ真実の一面を伝えており、両者が述べているところは相補うものとして考慮に入れるべきであろう。<sup>(9)</sup>しかし、閉鎖された銀行の預金者を救済するために、それらの銀行の資産を担保にして連邦準備銀行が復興金融公社に貸出しを行う権限を与えようとしたフーヴァーが望んでいた規定を削除することを条件として、午前中の会議でグラス上院議員が上院に提出することに同意した時、ドーズはどんな態度を示したか——彼はグラスが無条件にフーヴァーの要請に応じるよう彼を縮みあがらせる態度をとろうとしなかったのかどうか、彼は午前中はまだ穏やかな態度をとっていたのか、彼はその規定の必要性を認めていなかったのか、それともフーヴァーの譲歩に従ったのかは、ジョスリンも伝えていない。

下院は民主党に支配されていたし、フーヴァーはそのような法案の審議に党派心あるいは党人根性というべきものが加わることを防ぎ法案の下院通過を早くさせるため、下院の銀行業および通貨委員会の委員長、ヘンリー・B・ステイゴール（アラバマ州選出、前記のように民主党員）がその法案を同時に下院に提出するよう提案した。こうして、マイア、ドーズ、ミルズの助言を得たフーヴァーが事実上その提案者である法案は（周知のように、アメリカ合衆国では、政府行政部は国会連邦議会に直接法律案を提出する権限はない）ノーベック法案あるいはノーベックリリュース法案というような共和党議員の名を冠して呼ばれる或いは少なくともグラスリリュース法案というように共和党議員一名の名でも付けて呼ばれるものにならず、グラスステイゴール法案として知られるものになり、「民主党の資産」となったのである。<sup>(10)</sup>

(9) William Starr Myers and Walter H. Newton, *The Hoover Administration: A Documented Narra-*

*フーヴァー大統領の不況対策*（十二）

フーヴァー大統領の不況対策（十二）

*five*, p. 171.

- (2) 本題(六)本誌第四十一号所収四四、五〇ページおよび本題(七)本誌第四十二号(四二—三三)ページを御覧いただきたい。
- (3) フーヴァーは回顧録の中で一九三二年二月上旬における金本位制放棄回避のための「唯一の解決策は、政府証券を金以外の六〇％の通貨(連邦準備券)発行準備に利用できるものにする」ことによつて「適格手形」の種類を拡張せよ」とした。一九三二年十月六日の「われわれのものと早い時期における提案であった」と述べた(Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 117)が、彼がその十月六日に銀行家と続いて両党を代表する議員たち約三〇名と行った会議において彼が提案した事項の中に「連邦準備銀行の再割引適格手形の範囲を拡張するということはあるたにしても、そしてそのことは連邦準備券の発行準備のために保有されている金を減らすことができる効果があるものであったにしても、それは「銀行の資産の流動性を増大させる」とともに「銀行家に信用の供与に際して一そう大きな保証を与え」ようとした銀行救済と金融緩和のための措置として提案されたものであり(*The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, collected and edited by William Starr Myers, *op. cit.*, Vol. II, p. 6; William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, pp. 129—32 参見ナ)その際「政府証券を連邦準備券の発行準備に加えることに就いても、金本位制の防衛に就いても触れられていないし、更に「適格手形」の種類を拡張」させることが「政府証券を金以外の六〇％の通貨準備に利用できるものにする」とによつて行われるとは言い難い。従つて、フーヴァー自身が回顧録の中で右に引用したように述べていても、彼が前記のような決断を行ったのは、一九三二年二月九日に彼がホワイト・ハウスでマイア、ドーズおよびミルズと行った会議においてであつたと見る方が正しいと思う。
- (4) William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 171.
- (5) *Ibid.*, p. 171.

- ⑥ Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. III, p. 117.
- ⑦ William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 171; Jordan A. Schwarz, *The Interregnum of Despair: Hoover, Congress, and the Depression*, p. 96.
- ⑧ 銀行業全般の改革に関する法律はフーヴァー政権下においては制定されなかった事情は後に述べるが、大統領選挙戦が近づいて来るとグラスは銀行業改革立法のための努力を惜しむようになった。閉鎖された銀行の預金者を救済するため、それらの銀行の資産を担保にして連邦準備銀行に貸出しを行わせたいというフーヴァーの念願は、従ってなかなか実現しそうになかった。そのため、彼は、本題(9) (本誌第四十五号所収)で述べたように復興金融公社の権限を拡大させる努力を行い、ようやく彼の要求を可成りの程度いれた一九三二年の緊急救済および建設法 (Emergency Relief and Construction Act of 1932) が第七十二議会第一会期が終わる直前に成立したが、復興金融公社に閉鎖された銀行に対してその資産を担保に貸出しを行う権限を与え、特に小さな預金者を保護しようとした規定は、またもやグラスの反対によって加えられなかった。その時、グラスは、フーヴァーに、彼はそのことに「賛成だが、それを銀行業改革法案 (the Banking Reform Bill) を通過させる鍵に用いたらと思っている」と言ったとフーヴァーは回顧録の中で述べている。Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 110 を見よ。
- ⑨ William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 171; Theodore G. Joslin, *Hoover Off the Record*, pp. 187—88.
- ⑩ William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 172; Susan Estabrook Kennedy, *The Banking Crisis of 1933*, p. 47; Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 97.

フーヴァー大統領の不況対策 (十二)

グラス法案とステイゴール法案がそれぞれ上院と下院に提出されると、市場はそれが意図した「恐怖の除去」に直ちに反応を示し、「小麦、綿花、および証券の相場は上昇し始めた」とマイアズとニュートンは、共著 *The Hoover Administration* の中で述べているし、<sup>(1)</sup>フーヴァーの秘書ジュスリンと *Hoover Off the Record* の中で「農産物価格がそれに好意的な反応」を示したと述べている。その叙述が正しかったとしても、そのような現象は全く一時的なものに過ぎなかった証拠がある。二月(月間平均)の農産物の卸売り価格は一月のそれより低く、三月には二月よりも下り——他の多くのその商品の卸売り価格も同様であった——、六月まで(六月中も含む、以下同じ)下り続けている。<sup>(2)</sup>証券・株式の相場は二月には一月より低く、三月には鉄道株(特に普通株)以外は上ったが、四月から六月まで下り続けている。<sup>(3)</sup>ウォール街における株価の動きだけ見れば、工業株と公益事業株は二月には確かに上っているが、三月、四月、五月、六月には鉄道株ばかりでなく、工業株も公益事業株も下っている。<sup>(4)</sup>

事実フーヴァーは、焦眉の急と見た金本位制の崩壊の危機を切抜ける方策と、それと同時に金融緩和政策によって景気回復を図る方策のための立法を要請する二月十日のホワイト・ハウス会議を終えるや否や、財政問題と、物価・株価の下落とくに農産物と株価を下落させつつあった空売り(“shorts”)や弱気筋の売方襲撃(“bear raids”)に頭を悩ましていた。<sup>(5)</sup>彼は、既に一九三〇年十月十三日に、ニューヨーク株式取引所の役員たちに「一般投資家や公共の利益に反する操作を止めさせるよう規則や運営を改めなければ、監督権を持つニューヨーク州

政府が黙認していても、連邦政府が規制せざるを得なくなると警告していたが、一月と二月にも二回、ニューヨーク株式取引所の役員たちをホワイト・ハウスに呼び、悪辣な操作の除去を要求し、二月十六日には、彼は金事情の窮境を予想して若干のグループによって行われた売方襲撃が一般の意気沮喪の一因となり、事態を一そう悪化させてしまったことを指摘し、もし彼等がそのような慣行に対して一そう強力な処置を講じなければ、最終的には連邦政府が取引所を規制しなければならなくなるだろうと重ねて警告し、二月十九日にニューヨーク株式取引所が売方襲撃を抑制しようとする新しい規則を示したが、彼はその規則に満足せず、ニューヨーク株式取引所を含む株式取引所のそれぞれの自己規制によっては適切な処置はとられなかったため、二月二十六日に彼は上院の銀行業および通貨委員会のノーベック委員長とフレデリック・C・ウォルコット(共和党、コネティカット州選出)に、ニューヨーク株式取引所の会員によって行われている公共の利益に反する行為を上院が調査するよう要求した<sup>(6)</sup>。

そのようなことに対しても、フーヴァーが行ったことは遅すぎるといふ非難が加えられるであろう。しかし、株式取引所はそれが設置されている州の管轄下にあるものであり、そこで行われる一般投資家や公共の利益に反する行為や操作を監視しなければならない責任は州政府にあったことは、フーヴァーの言葉をまつ必要はなく、ニューヨーク株式取引所におけるその調査や取締りを命じる或いはそのための立法を要求する責任も権限もフーヴァー大統領よりもニューヨーク州のフランクリン・D・ローズヴェルト知事にあつたはずである。ローズヴェルト知事はなんの措置も講じようとしなかった。フーヴァーは取引所の自己規制を求めるとともに、それを監督する責任がある州政府の適切な措置を望んでいたが、取引所自身によっては適切な規制は行われ得ないし州政府

フーヴァー大統領の不況対策（十二）

府も措置を講じないと見て、その合憲性に疑問をいだきながらも国家（連邦）の統制立法を考えて——彼はニューヨーク株式取引所の役員に再三警告していたが——、取引所を調査することを上院に要求したのである。四月に入ってから始められた上院による調査は予想通り金融界の指導者たちの反対や非協力に遭遇したし、共和党内の有力な議員もその中止を強要したが、特にウォルコット上院議員の「勇氣」は上院の銀行業および通貨委員会をしてフーヴァーが予想した以上の悪辣な株価操作が行われていることを暴露させることになり、彼はウォルコットと彼の上院の同僚たちの助言を得ながら、株式取引所および株式取引を規制する法律を制定させようと努力し始めたのである。議会は、彼の在任中、彼の要請に応じなかった。しかし、彼が行わせた上院の銀行業および通貨委員会によるニューヨーク株式取引所の調査によって「暴露された事実からの反動が、ローズヴェルト政権における激的な立法への道を開いた<sup>(7)</sup>」と言うことができる。

ともかく、グラス法案とステイゴール法案がそれぞれ上院と下院の銀行業および通貨委員会で提出されても、株式相場は上らなかつた——上つたとしても全く一時的な現象に過ぎなかつたと言ふべきである。ウォール街の主な相場師たちがグラス・ステイゴール法の効果をどのように評価したか断定できない。フーヴァーがノーベックとウォルコットに上院の銀行業および通貨委員会によるニューヨーク株式取引所の調査を要求しても彼等は黙秘や非協力や抗議をもって応じれば足ると考えたのか、議会は株式取引を有効に規制する立法を行い得ないと見てとっていたのか。或いは彼等が、ウォルコット上院議員がフーヴァーに語つたように、表向きには有力な民主党員に指導された若干のニューヨークのグループが証券価値を下落させ、来る十一月にフーヴァーの再選を妨げるために一九三二年春に一連の弱気の市場荒らし（売方襲撃）や空売りを計画しつゝあつたのか、更にス

ウェーデン人のマッチ王イーヴァー・クリューゲル（債券を偽造し、勘定をごまかし、更に所有有価証券明細書の中の優良証券を劣等の証券にすりかえていたウォール街の詐欺師）の自殺（パリで三月一日）によつてニューヨークおよびその他の世界の取引所で大きな値崩れが起こつたため。

同じ内容のそれらの法案が両院に提出されたが、現実の事態があますところなく明らかになると無意味な恐怖と更に一その金引出しのための殺到が起こることは必定であつたため、議会においても、その他の場所でも、それらの法案に説明が加えられることは寧ろ不適當であつたと言つていいかも知れない。法案に就いて殆どと言つていいほど説明が行われなかつたことが、そのような法律の制定を急がせている基本的な事情に就いて知らされない銀行家やその他の人たちにその立法を非難させる一因になつたことも確かであろう。しかし、銀行を救済すると思われることはなんでも歓迎されたい。それに加えて特に、政府（フーヴァー共和党政権）が起草した法案に民主党のラベルが貼られたこと——上院に提出したグラスも、下院に提出したステイゴールも民主党員であつたこと、そして、しかも、それぞれ銀行に関する問題に就いては他の議員を説き伏せる能力を持つたのであつたことが、その法案を二週間で議会通过させることに役立つたと思われる。

戦時に匹敵する緊迫した雰囲気の中で議会はグラスステイゴール法案をすべてのものに優先して取上げた。それが両院の銀行業および通貨委員会に提出された二日後に、両委員長はその法案に対する委員会の審議結果を本会議で報告した。そして、下院は、二月十五日に、ステイゴール法案を数時間討論しただけで討論を終し、三五〇対一五〇という圧倒的な賛成者多数で可決した。大多数のものは、法案に十分な説明も行われず討論も僅か数時間で打切られて承認を求められた秘密主義に対する怒りを隠しながら賛成投票をしたのである。民主

フーヴァー大統領の不況対策(十二)

党のジョージフ・シャノン議員(ミズーリ州選出)は、なん人も議員が「私が知っていることを皆さんにわかっ  
てもらえさえすればいい、なにも私たちはそれ(この法案)に精通しなくてもいいのだ……」と言うのを聞くに  
あきあきしたと明言し、反対投票を行った共和党革新派のトマス・アムリー(ウィスコンシン州選出)は「事実は  
われわれが聞いてはならないほど危険なのだとわれわれは知らされただけだが、われわれは(銀行業および通貨)  
委員会の委員の言うことを本当だと信じなければならなかった」と述べているが、ニュートン・ペイカー(ウィ  
ルソン大統領の下で陸軍長官を勤めたことがあるオハイオ州の有力な民主党员)が観察したように、議会は「信念よりも  
むしろ恐怖の結果応唱した」のである。<sup>(4)</sup> 両党提携(bipartisanship)が議会で合言葉になった。上院は、下院よ  
り四日おくられて二月十九日に若干修正を加えた法案(グラス法案)を四六対一八で可決し、両院は両院協議会によ  
って議決採択されたグラスステイゴール法案を二月二十七日に承認した。<sup>(5)</sup>

フーヴァーは同法案にその日のうちに署名したが、準備しておいた声明の中で、議会にその迅速な「愛国的な  
超党派心という立派な精神」に対して喜びの気持を示した。共和党の指導者たちは議会の規律正しさを喜びあつ  
た。民主党の指導者ジョージフ・ロビンソンは、それは誠の両党提携の努力であったと主張し、共和党の主張を  
憤慨した。ロビンソンの同僚たちは共和党が両党提携のための功績のすべてを獲得し民主党员によるいかなる誠  
実な異議も政治的動機のせいにされる畏(おそ)れにかけられたのではないかと思つた。翌二十八日にポストン連邦準備銀  
行総裁(連邦準備局の前総裁)ロイ・A・ヤングは共和党のアーサー・H・ヴァンデンバーグ上院議員(本誌第四十  
七・四十八合併号の七六一七七ページに述べたように、前年七月に、連邦準備銀行の割引率を引下げさせることばかりでな  
く、政府証券を連邦準備券の発行準備に加えることができるようにすることをフーヴァーに提案しており、グラスステイ

ゴール法案の陰の立案者ということができらる(う)を訪ね、彼が果たした役割に対して賛辞を述べ、その成果に就いて彼と「くすくす笑った」ということである。<sup>40</sup> いずれにせよ、フーヴァーが望んだ重要法案がそのように速やかに議会を通過したのは両党の提携あるいは超党派的努力の結果といえるが、それをもたらしたのは、なにより、政府が作成した法律案に彼が民主党のラベルを貼らせたことと、それがまた両党提携(bipartisanship)を合言葉にさせたもう一つの重要な要因となり、法案の審議・討論を緊急に進めさせ終結させた議会を支配した戦時に匹敵する緊迫した雰囲気や「聞いてはならないほど」事態は危険なのだという議員たちの「恐怖」感をフーヴァーがミルズ、ドーズ等とともに、二月十日にホワイト・ハウスに呼びつけた議員たち(特に上下両院の有力者や銀行業および通貨委員会の指導的メンバー)を通じて起こさせたことと言ふことができる。<sup>41</sup>

それにしても、大統領選挙の年に入つていよいよ大統領選挙戦への出馬とフーヴァー共和党政権打倒の陣頭指揮に野心を燃やしてはたはずの下院議長、民主党のジョン・N・ガーナー(大統領候補の指名獲得には失敗したが、七月二日に副大統領候補に指名され、十一月の選挙でフランクリン・D・ローズヴェルトが大統領に当選、翌年三月四日から一九四一年一月二十日まで彼の下で副大統領をつとめた)が、他の民主党員たちの不満や反対を抑えながら、ホワイト・ハウスとの休戦を行つていたことは、フーヴァーにとって幸いであつた。前年末からこの年の三月にかけてガーナー夫妻は時折ホワイト・ハウスを訪ねていた。そのような機会に、フーヴァーは彼に非常事態に際しての協力を求めていたはずである。ガーナーは、その頃、民主党の利益や得票よりも公共の利益を重要なものと考えていると公然と主張していた。「ワシントンの誕生日の少し前に下院は、民主党が支持を約束したフーヴァーの緊急救済策の最後のもの[と叫ぶべき]連邦準備信用法案(the Federal Reserve credit bill, 即ちグラス・スティーヴ

フーヴァー大統領の不況対策(十二)

ール法案として一般に知られることになるものであるが、この段階ではまだスティール法案)を通過させたが、ガーナーは「次のような」激しい口調の声明を發した。『緊急立法を行うための二大政党間の協力は立派なことである。

いま国家が直面しているような問題が起こっている時には党派的政治的時間などない。しかし、協力とは、協力関係にある一方の政党に同党が要求するすべてのことを、他の政党が公共の利益のために必要だと認めたとを、除き、いかなることも法律にする権利を主張させることを意味するものではない。』と。『党の利益や得票より公共の利益を重要なものと考えていると公言していた彼の真意は奈辺にあったか——それを解明することは措くとして、その時期にガーナーがホワイト・ハウスと休戦していたことは、グラススティーゴール法を早急に成立させようとしたフーヴァーにとって幸いであつたと言わねばならない。ガーナー下院議長のホワイト・ハウスとの休戦は、間もなく、租税法案に関して、民主党と共和党との対立・論戦が激化するとともに終わりを告げたのである。』<sup>(9)</sup>

グラススティーゴール法の制定は、ジョーダン・A・シユウォーツ教授が述べているように、第七十二議会第一会期中におけるフーヴァーの「決定的勝利」の一つと言えるだろう。しかし、フーヴァーにとっては、前年十月から繰り返し要求していた連邦準備制度によって再割引される適格手形の範囲を拡張することがようやく二月末になって行われることになったのは遅すぎたことであり、更に特に閉鎖された銀行の預金者を救済するために、それらの銀行の資産を担保にして連邦準備銀行に貸出しを行わせる規定を加えさせることができなかったことは痛恨やることなかつたことである。

(9) William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 172; Theodore G. Joslin, *op. cit.*, p. 188.



フーヴァー大統領の不況対策(十二)

(1) *Ibid.*, p.172.

(2) Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, pp. 97—98.

(3) *Ibid.*, p.98.

(4) *Ibid.*, p.98.

(5) このことを——事態がより一そう危険になっていた翌年三月四日にフランクリン・D・ローズヴェルトが大統領就任演説の中で、「われわれが恐れなければならない唯一のことは恐れるということ(恐怖) 自体である」と説きながら、国家は戦時に匹敵する「非常事態」にあると述べて大統領の広範かつ強力な指導の下で必要な行動を迅速にとるべき(議会の要請) (*The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, compiled and collated by Samuel I. Rosenman, Vol. II : 1933—The Year of Crisis, pp. 11, 18) 三月九日には特別議会(第七十三議会特別会期)を召集し、政府起草の重要な多くのヒュー・テイル諸法をいわゆる「百日間」(三月九日—六月十六日)で成立せしめたことと比較して見ることは興味深き。

(6) Bascom N. Timmons, *Garner of Texas : A Personal History* (New York : Harper and Brothers, 1948), pp. 139—40.

(7) *Ibid.*, p. 141.

(8) Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 177.

三

このようにして、一九三二年二月二十七日に、グラススティーゴール法、即ち「商業、工業および農業に役

立つように連邦準備制度の利便を改善するための、異常な事態において連邦準備制度加盟銀行の必要に応じるため、更にその他の目的のための法律」(グラスステイターゴール銀行信用法 (the Glass-Seagall Bank Credit Act) 一般に一九三二年のグラスステイターゴール法 (the Glass-Seagall Act of 1932) と呼ばれている) は制定された。

フーヴァーは、その法案に署名するに当たって、先に述べたように「愛国的な超党派心という立派な精神」に喜びの気持を示し——その法律の制定のために協力した両院の上下両院の指導者とその他の議員たちに感謝し、その「精神」は全国民に感謝されるとわかっていると述べた——新聞記者団に対して行った声明の中で、その法案は二つの主な目的を果たすものとし、第一に、或る意味では、それは「国防法案」であり、連邦準備制度保有の(法律によって要求されている金準備を超過している) 巨大な量の金を自由にすることによって連邦準備銀行に国内での或いは外国からの想像できるいかなる要求にも確実に応じ得るようにさせるように連邦準備銀行の資力を増加させるものであり、第二に、それは、担保の適格性に関する現行の規定をゆるめ、連邦準備銀行が多くの銀行に対して今までは再割引目的のために利用できなかった確実な資産を担保に貸付けを与え得るようにすることである、と述べている。続いて、彼は——回顧録の中では、他の言葉は全く同じであるのに、「その法案は三つの目的を果たす……」ものと述べ、その第三のものとして挙げているが——間接には外国に源を発した原因と継続して起こっている国内の通貨収縮デフレーションから生じたものであるが、直接は通貨の退蔵から生じた過去八カ月の徐々に進んできた信用の収縮が、確かに、物価を下落させ、景気の回復を遅らせた主な要因であったと述べ、今日署名しようとしている法案による処置は、連邦土地銀行の増資と復興金融公社の創設とともに、わが国の銀行が農業と商工業の必要に一層充分に応じることができるようにならねばわが国の全信用機構を強化し、信用の水路を開くだろうと

## フーヴァー大統領の不況対策(十二)

説いている。そして、彼は、いま与えられる保証と便宜を得るわが国の銀行は雇用を増加するように商工業を援助し、農業を援助するために手を伸ばすだろうと信じる、と述べた。彼は、その声明の中では、彼が前年十月六日から要求していたような処置がこのように遅れてようやく講じられることになったことが「大きな困窮の軽減を妨げた」と回顧録の中で述べているような不満を表明しはしなかったが、その声明を「閉鎖された銀行の預金者に早く支払いを行うことを助け、政府の経費に厳しい節約を行い、予算を均衡させ、鉄道業の規制を改正することなどの復興のための一その超党派的処置が、……同じ協力の精神で議会によって講じられると確信する」という言葉で結んでいる。<sup>(1)</sup>

フーヴァーは、その時、政府証券を連邦準備券の発行準備に加えることによって將に涸渇しようとしている「自由金」<sup>フリーゴールド</sup>を増加させ、崩壊に瀕している金本位制を防衛するのが本法案の「主な目的」だとは言っていない。金本位制の崩壊はフーヴァーにとっては国家の破産に等しいことであった。金本位制と国家は、議員たちも聞いてはならず議場で論じてはならないほど危険な状態にあり、彼は、その法案の目的を国民に告げようとした時、「自由金」が涸渇しようとしていることを国民に察知させるようなことを挙げれば国民の間にパニックを起こさせ、逆効果をもたらす恐れがあると思つたものと考えられる。彼がその主な目的に就いて述べた時、まず第一に、「或る意味では、この法案は国防法案(a national defense measure)である」と告げたのは、そしてそれに充ちた説明を加えなかったのは、そのような考慮が払われたためであろう。一九一三年の連邦準備法が制定された事情および連邦準備銀行が金、金証券および「第一級の証券(商業手形)」を基礎として銀行券(連邦準備券)を発行することを認め、従来の南北戦争以来の国法銀行制度の下で政府公債(合衆国公債)を基礎として発行されてい

た国法銀行券の発行が経済的必要に適應し得る弾力性を欠く欠陥を除去しようとしたことに就いてはここで述べるとまはないが、<sup>(2)</sup> そのようにその銀行券の発行準備に政府証券が加えられなかったことは批判を免れなかった。本誌第四十七・四十八合併号(七七ページ)に、その法律が制定された時、ウィルソン大統領、マッカドゥ財務長官、グラス上院議員およびその他の民主党の指導者たちが、その法律によって「もはや恐慌はあり得ない」と賛辞を述べていたのに対して、「その法律は通貨の供給を金と商業手形に縛り付けることによって、不況の時期に激しいデフレーションを防ぎとめる力を政府から奪った」という批判の声をあげたものがあつたことを指摘したが、その批判はよくの射たものであつたといふことができる。フーヴァーは、政府から奪われた不況の時期における「激しいデフレーションを防ぎとめる力」ばかりか、「金本位制を防衛する力」を取り戻そうとしたのだと言へる。政府証券を連邦準備券の発行準備に加える権限は、フーヴァーの希望通り暫定的なものと、即ち一九三三年三月まで有効とされたが、その有効期間は延長をかさねられ——一九三三年四月に金本位制が放棄された後も——、一九四五年六月に永続的なものとされるに至つたのである。<sup>(3)</sup>

後に——「危機」が去つたと思われる一九三二年十月四日に、フーヴァーはアイオワ州デイモインズで行つた大統領選挙演説の中で、アメリカは危機一髪のところまで金本位制の放棄を避けることができたと言へ、その法律の規定がわれわれを救つたと述べたが、十月七日にグラス上院議員はフランクリン・D・ローズヴェルトを応援して行つた演説の中でアメリカはそのような危険な状態にはなかつたとフーヴァーの言葉に反論を加えているのに対し、ウォトソン上院議員は直ちにグラス上院議員も出席して二月十日にホワイト・ハウスで行われた秘密会議を彼は憶えているだろうと述べながらフーヴァーを弁護した。<sup>(5)</sup> グラスは、ラス、ス、ル、オーウェン連邦準備法に

## フーヴァー大統領の不況対策（十二）

よって与えられた通貨発行の弾力性を減少させることになる法案の提出と超党派協力をフーヴァーに強いられたのだと言いたかったのであるが、そして上院で別の事項に就いて原案に若干の修正を加えたことよって、ホワイト・ハウスに譲歩を強い、彼の名を冠するに値するものにしたことで満足したのだから。<sup>6)</sup> いずれにせよ、われわれは、二月十日のホワイト・ハウス会議と、それが行われることになった事情に就いて知っており、金本位制をあくまで護持すべきものとしたフーヴァーの考えの是非は別として、事態の観察と対応策に就いてフーヴァーは誤っていなかったと信じることができる。

フーヴァーは、グラススティーゴール法は、連邦準備制度に、一九三二年二月末に政府証券を買う公開市場操作による大規模な信用拡張作戦に乗出すことを可能にさせ、後には割引率の引下げを可能にさせたと、そして連邦準備局は、マイア総裁マイアの指導の下でそのような政策を開始し、しかも大規模に行い始めた<sup>7)</sup>と述べているが、大規模な公開市場操作はなにより議会の圧力のために、同法制定の六週間後に始められ、そして第七十二議会第一会期閉会後までもなく（八月十日頃）中止されることになるのである。<sup>8)</sup> しかし、この間に、連邦準備銀行は「中央銀行の歴史上最大の実験」といわれるほど大規模な買いオペレーションを行い、連邦準備銀行の政府証券保有高は二月二十七日には七億四〇〇〇万ドルであったが（四月九日に八億八二〇〇万ドルに増加しているだけであるが、以後、公開市場政策会議の決定に基づいて買いオペが大々的に進められ）、五月二十八日には一五億〇四〇〇万ドルに増加し、以後、連邦準備銀行の買いオペの速度は低下したとはいえ、八月十三日には一八億五一〇〇万ドルになり、二月末から五カ月半足らずの間に一一億一一〇〇万ドル増加した。<sup>9)</sup> 連邦準備銀行のこのような大規模な買いオペの目的は、金の流出に対処することと、利子率を低下させ、金融緩和策を行わせることができるよう一般の銀行

に大量の積立金を持たせることであつた。<sup>100</sup>そして、買オペ政策の展開に対応して、連邦準備銀行の割引率は引下げられ、ニューヨーク連邦準備銀行のそれは従来の三・五％から二月末には三％に、六月には更に〇・五％引下げられて二・五％に低下した。<sup>101</sup>

グラスステイゴール法は、連邦準備制度加盟銀行が、連邦準備銀行が適当と認める資産によって保証された約束手形を担保にして連邦準備銀行から貸出しを受けることを許した。そのようないわゆる「ロムバード・ローン」(“lombard loans”)<sup>102</sup>が認められ、約束手形を担保にして連邦準備制度加盟銀行が貸出しを行うための連邦準備券の発行準備に政府証券を用いることを許したフーヴァーは、健全通貨主義者であつたはずである！<sup>103</sup>

その法律は、フーヴァーの意図通り、金本位制の危機を救うと同時に金融緩和と政策を実施させた。<sup>104</sup>しかし、彼は、回顧録の中で、「連邦準備制度がそれに基づいて設けられた理論の一部——連邦準備「銀行」の信用膨張と割引率の低下によって不況期にビジネスは活気付けられることができるという考え——がテスト」され、それは殆ど効果がないことが判明したと述べ、信用の膨張は国民が楽観的な気持になっている時に投機的なブームを促進するのに有効な方法であるが、国民が悲観的な気持になっている時にはなんの効果もないものであるとわかつた、と述懐している。<sup>105</sup>

[以下次号]

(1) *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, Vol. II, pp. 128—29; Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. III, p. 118.

(2) 拙著、アメリカ経済史(昭和三十二年、関書院)、二二四—二五ページ、および特に拙稿、「ウィルソン大統領の経済思想と立法計画(一)——通貨・銀行制度の改革について——」(昭和四十三年十一月発行の本誌第二十七号所収)を御フーヴァー大統領の不況対策(十二)

ノーブー大統領の不況対策(十二)  
編んだがだ。

- ③ Paul Studenski and Herman E. Krooss, *Financial History of the United States*, p. 368.
- ④ President Hoover and Ex-President Coolidge, *Campaign Speeches of 1932* (Garden City, New York: Doubleday, Doran & Company, 1933), p. 41; William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 172.
- ⑤ William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, pp. 172-73.
- ⑥ James E. Palmer, Jr., *Carter Glass: Unreconstructed Rebel* (Roanoke, Virginia: The Institute of American Biography, 1938), pp. 217-19.
- ⑦ Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. III, p. 118.
- ⑧ Milton Friedman and Anna Jacobson Schwarz, *A Monetary History of the United States, 1867-1960*, p. 406. 彼等が「その大規模な買オペは一時的名のせいで、一九三二年のマネーステークール法の制定によつて連邦準備制度の政策が基本的には変更のされなかつた」と述べている。
- ⑨ Arthur A. Ballantine, "When All Banks Closed", *Harvard Business Review* 26 (March 1948), p. 133.
- ⑩ *Nineteenth Annual Report of the Federal Reserve Board covering Operations for the Year 1932*, p. 47. ニューヨーク連邦準備銀行が「初めは毎週一五〇〇万ドルの額で、後に毎週一〇〇〇万ドルの額で貸付業務を断つた。」 Paul Studenski and Herman E. Krooss, *op. cit.*, p. 369.
- ⑪ Marcus Nadler and Jules I. Bogen, *The Banking Crisis: The End of an Epoch*, p. 118.
- ⑫ *Nineteenth Annual Report of the Federal Reserve Board covering Operations for the Year 1932*, p. 104.
- ⑬ Paul Studenski and Herman E. Krooss, *op. cit.*, p. 368; Harris Gaylord Warren, *Herbert Hoover and*

*the Great Depression*, p. 165.

- (14) 連邦準備銀行が五行以上の連邦準備制度加盟銀行を単位として共同貸付けを行うことを認めた同法の規定は、銀行に全く利用されないう無益なものであった。James E. Palmer, Jr., *op. cit.*, p. 218 を見よ。
- (15) Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. III, pp. 118—19.